

固定資産に関するお知らせ

▷問い合わせ 課税係（☎223-3534）

令和7年度の固定資産税課税資産明細書・納税通知書を発送

4月中旬に固定資産税課税資産明細書と納税通知書を発送します。

▷固定資産税の納期限 第1期（5月）＝6月2日（日）、第2期（7月）＝7月31日（日）

第3期（12月）＝12月25日（日）、第4期（2月）＝令和8年3月2日（日）

▷口座振替 口座振替の納付日は、各納期月の25日（土日祝日の場合は、翌金融機関営業日）です。

▷納付書納付 複数の納付方法がありますので、納税通知書に同封のチラシを確認してください。

固定資産の縦覧・閲覧を行います

▷とき 4月1日（日）～6月2日（日）（土日祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分

▷ところ 税務課窓口

▷持ってくるもの ①納税通知書または課税資産明細書

②本人を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）

【縦覧】

▷確認できること 土地＝所在・地番・地目・地積・価格

家屋＝所在・家屋番号・構造・種類・建築年・床面積・価格

▷縦覧できる人 納税者（※1）、納税者の委任を受けた人（委任状が必要）、納税管理人、相続人

（※1）町内にある土地、家屋の固定資産税の納税者。免税点未満で固定資産税が課税されていない土地・家屋の所有者は納税者とはなりません。

【閲覧】

▷確認できること 固定資産税課税台帳の内容

▷閲覧できる人 納税義務者、納税義務者の委任を受けた人（委任状が必要）、納税管理人、相続人、借地人・借家人（賃貸契約書など権利を証明できるものが必要）

▷閲覧手数料 縦覧期間中は無料（写しの手数料は1枚10円）、期間終了後は1件につき300円

▷注意事項 固定資産税課税台帳を閲覧しなくても、納税義務者へ送付する課税資産明細書で、物件ごとの評価額などが確認できます。

生活保護受給者で固定資産を所有している人は申請を

生活保護を受給している人は、固定資産税の減免の対象となります。対象の人には申請書を送付しますので、申請期限の6月2日（日）までに必ず手続きを行ってください。

※納期限を過ぎた期の固定資産税は減免できませんので、注意してください。

年金所得者で確定申告をしなかった皆さんへ

▷問い合わせ 課税係（☎223-3534）

所得税の確定申告をしなかった場合で、次の①に当てはまるときは住民税の申告が必要です。また、②に当てはまるときは住民税の申告をすると、住民税額を軽減できる場合があります。

① 公的年金以外の収入（給与、報酬、個人年金、生命保険の満期返戻金など）がある場合

② 「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の扶養控除、社会保険料控除（国民健康保険税、国民年金など）、生命保険料控除、寡婦控除、医療費控除などの各種控除の適用を受けるとき

令和7年度の申請を受け付けます

障がい者 福祉タクシー料金補助事業 介護用品給付サービス事業



▷問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎223-3530)

項目	福祉タクシー料金補助事業	介護用品（紙おむつ）給付サービス事業
対象	○在宅で生活している人で、身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A、特定医療費（指定難病）受給者証を持っている人 ○前年度の町民税が非課税の人（対象者が未成年のときは、扶養義務者が非課税の場合） 【対象外】 ×施設に入所または病院などに入院している人 ×身体障害者手帳の再認定の期限までに認定を受けていない人 ×療育手帳の再判定の期日までに判定を受けていない人 ×精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れている人	○在宅で生活している65歳未満の人で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aを持っていて、日常生活上、常時介護を要し、紙おむつなどを必要とする人 ○町民税が非課税の人（対象者が未成年のときは扶養義務者が非課税の場合） 【対象外】 ×高齢者などの介護用品給付サービスの受給者 ×生活保護またはほかの制度による同様のサービス受給者 ×施設に入所または病院などに入院している人 ×介護保険または障害福祉サービスで宿泊の短期入所サービスを、月15日以上利用するとき
内容	芦屋町福祉タクシー利用券を交付 ・年間で基本料金の24回分（じん臓機能障がい者は72回分） ※申請書への記入は、原則本人によるものに限り（ただし、本人による記入が難しい場合は代筆でも可）。 ※申請日に対象要件の確認がとれた人は当日交付を行います。 ※代理人による申請の場合、申請日当日にチケットを受け取れない場合があります。	給付限度額まで、紙おむつを自己負担1割で対象家庭に配布 ※限度額を超えた場合、超過分は全額自己負担となります。 ・町民税非課税世帯の人の給付限度額＝月額6000円 ・町民税課税世帯で、対象者が町民税非課税の場合（対象者が未成年のときは扶養義務者が非課税の場合）の給付限度額＝月額3000円 ※給付は、決定した日の翌月分からです。
申請	福祉課窓口で申請書を提出してください。 ※障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証が必要です。 ※令和6年1月1日時点で、芦屋町に住民票がなかった転入者は、前住所地発行の非課税証明書が必要です。 ※申請時、令和6年度（令和5年分収入）の税の確認をします。 申告していない人は申告してください。	
受付	4月1日☎から ※申請書は3月21日☎から福祉課窓口で配布しています。また、町のホームページからもダウンロードできます。	随時